

経済財政運営と改革の基本方針 2023（主な文教・科技関係箇所抜粋）

（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（4）官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

科学技術・イノベーションへの投資を通じ、社会課題を経済成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現する。このため、AI、量子技術、健康・医療¹、フュージョンエネルギー、バイオものづくり分野において、官民連携による科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。小型衛星コンステレーションの構築、ロケットの打上げ能力の強化、日本人の月面着陸等の月・火星探査・開発等²の宇宙分野、北極を含む海洋分野³の取組の強化を図る。社会課題や情勢変化への機動的な対応・早期の社会実装に向け、公的研究機関や資金配分機関を中核とした新たな連携の構築を図る。

イノベーションの持続的な創出に向け、国際的な競争的環境下で、多様で厚みのある研究大学群を形成しつつ、世界最高水準の研究大学を実現する。我が国全体の研究力向上を牽引する国際卓越研究大学の選定を着実に進めるとともに、戦略的な自律経営が可能となるよう必要な規制改革等を早期に実行する。同大学と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る。

イノベーションの源泉である優秀な若者が博士を志す環境を実現する。博士課程学生の処遇向上、挑戦的な研究に専念できる環境の確保、博士号取得者が産業界等を含め幅広く活躍できるキャリアパス整備等、魅力的な展望が描けるよう総合的な支援を一層強化する。

価値観を共有するG7を始めとした同志国やASEAN等との科学研究の連携を強化する。オープンサイエンス⁴や、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する。

コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資として、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和に貢献していくことが不可欠である。このため、デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際、進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等⁵や先端技術に対

¹ 認知症等の脳神経疾患の発症・進行抑制・治療法の開発、ゲノム創薬を始めとする次世代創薬の推進、再生医療を含む。

² 民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。

³ 複数年度を視野に入れた海洋開発重点戦略の策定及び予算の確保による予見可能性を持った開発を強力に推進する。北極域研究船の着実な建造、海洋のデジタルツインの構築に向けた全球観測等を推進する。

⁴ 国としてのオープンアクセス方針等に基づく学術プラットフォームに対する交渉力の強化、論文投稿支援等の研究活動の国際的動向を踏まえた対応等。

⁵ 大学院で高度情報専門人材を育成する国立大学法人における情報系学部定員の柔軟化や、必要教員数の算入方法の柔軟化を踏まえた実務家教員の登用促進、高等専門学校における半導体等の成長分野に関する地域ニーズに合った人材育成等を含む。

応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH⁶等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化を図る。また、我が国の未来を担う若者の留学を通じた成長・活躍は社会を変革する鍵となるものであり、より質の高い留学生交流を進める視点も重視しつつ、2033年までに日本人学生の中長期の海外派遣の拡大を含む海外留学者年間50万人、外国人留学生の受入れ年間40万人・卒業後の国内就職率⁷6割等の実現に向け、留学生の派遣⁸・受入れ⁹の強化や卒業後の活躍に向けた環境整備¹⁰、教育の国際化の推進¹¹等に必要な取組を速やかに進める¹²。

4. 包摂社会の実現

(女性活躍)

(中略) IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。

5. 地域・中小企業の活性化

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術と経済の好循環による活動基盤強化と持続的発展を加速し、心豊かで多様性と活力のある文化芸術立国を実現する¹³。このため、我が国が誇るソフトパワーや日本遺産等の地域の有形・無形の伝統的・現代的な文化芸術資源・コンテンツの魅力の掘り起こし、磨き上げや強靱化、国際文化交流とそれを通じた平和・絆・安全保障への寄与、国内外への発信強化、クールジャパン戦略の展開¹⁴、民間資金や著作権制度改革を含む文化DXの活用等¹⁵を推進する。文化庁の京都移転を機に、文化芸術による地方創生や文化芸術のグローバル展開等の強化に向け、日本博2.0の全国展開、食文化や建築文化、生活文化、書籍を含

⁶ SSH：スーパーサイエンスハイスクール。

⁷ 日本の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した割合（日本国内進学者を除く。）。

⁸ 海外大学で単位や学位の取得を目指す学生について海外派遣を大幅に拡大するため官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って給付型奨学金を着実に拡充するなど、官民一体での経済的支援の充実、官民協働による「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進やオンラインの活用等を含む中学・高校段階からの交流・派遣の推進、高専生の海外派遣の促進、教員の指導力強化やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進を含む初等中等教育段階からの英語教育・国際理解教育の推進等。

⁹ 国費留学生制度の地域・分野重点化など時代に即した戦略性を持った見直し、留学生の授業料設定柔軟化や現行制度と整合的な定員管理の弾力化、キャンパス等の質及び魅力の向上、適切な在籍管理等。

¹⁰ 在留資格制度の見直し、企業への就職円滑化と定着の促進等。

¹¹ 大学が徹底した国際化に継続的に取り組む環境整備、国際化を先導する大学の認定制度の創設、国際的な教育環境を実現するための調査研究の実施、インターナショナルスクールに関する学校間接続の円滑化等、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援、国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出等。

¹² 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>（第二次提言）」（令和5年4月27日教育未来創造会議決定）に基づく。

¹³ 「第2期文化芸術推進基本計画」（令和5年3月24日閣議決定）等に基づく。

¹⁴ 「知的財産推進計画2023」（令和5年6月9日知的財産戦略本部決定）に基づく。

¹⁵ デジタル技術を活用した文化芸術活動等の振興を含む。

む文字・活字文化、文化観光等による新たな価値創造、社会全体で文化財を支える保存・活用の充実と官民連携等¹⁶の推進を図る。舞台芸術の地方公演等での統括団体等を通じた総合的な活動支援等¹⁷を含め、こどもや障害者等の文化芸術教育、鑑賞・体験機会の充実を図る。新国立劇場など国際拠点となる国立文化施設や博物館・美術館等のグローバル展開を含む機能強化、アート市場の活性化、メディア芸術ナショナルセンター構想の推進や、トップ芸術家や伝統芸能の担い手の育成等を含め、文化芸術の成長産業化¹⁸を図る。世界のコンテンツ産業の成長を睨み、広い意味でのクリエイターの支援を進めていく。国立公文書館の機能強化等¹⁹を進める。

障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しみ、その価値を実感できる、活力ある、絆の強い社会を実現²⁰する。このため、地域の実情に応じた地域スポーツ環境の総合的な整備²¹を推進する。スポーツ振興と地方創生の好循環の加速化と、スポーツの成長産業化を図る。その際、武道・スポーツツーリズムや日本らしいスポーツホスピタリティ²²を取り入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開、民間資金の活用やスポーツDXの推進²³、指導者や活動団体の育成等を図る。また、持続可能な国際競技力の向上やスポーツ界のガバナンス強化を図る。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

持続可能な社会づくりを見据え、多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえ、誰一人取り残されず、可能性を最大限に引き出す学びを通じ、個人と社会全体のWell-beingの向上を目指す²⁴。このため、こどもを安心して任せられるよう、教育DX²⁵におけるリアルとデジタルの最適な組合せの観点も踏まえ、「教育振興基本計画」²⁶等に基づき、客観的な根拠²⁷を重視したPDCAサイクルを推進しつつ、主体的に調整できる個別最適な学びと協働的な学びの実現を始め、世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組む。

¹⁶ 国立文化財修理センターの整備など文化財の匠プロジェクトの充実、地域の誇りである城郭の安定的な修理・活用、皇居三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開等を含む。

¹⁷ 劇場・音楽堂等への支援を含む。

¹⁸ 映像作品のロケ誘致活動やeスポーツ（コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称）等、文化関連産業の振興を含む。

¹⁹ 国立公文書館、博物館、美術館等が所蔵する公文書や資料等のデジタルアーカイブ化の推進を含む。

²⁰ 2025年第25回夏季デフリンピック競技大会の開催も契機として取り組む。

²¹ 地域スポーツの推進体制の構築、指導者の量と質の確保、安全確保の体制づくり、学校体育施設の有効活用等。

²² 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて創出されたレガシーの一つで、「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す。

²³ バーチャルスポーツの推進、先端技術によるコンディショニング環境の向上を含む。

²⁴ 自己肯定感など獲得的要素と人とのつながりなど関係性に基づく協調的要素との双方や、教師等のWell-beingを含む。

²⁵ デジタル技術を活用した教育活動や学校運営等の効果的・効率的な推進と新たな価値の創出を指す。

²⁶ 令和5年6月16日閣議決定。

²⁷ 教育データの利活用を含む。

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持ってこどもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実²⁸、育成支援²⁹を一体的に進める。教師の時間外在校等時間の上限³⁰を定めている指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等³¹を推進する。我が国の未来を拓くこどもたちを育てるといふ崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法³²の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法³³等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

GIGAスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、ICT³⁴の利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画³⁵の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や読書活動を推進する。栄養教諭を中核とした食育を推進する。地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速

²⁸ 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

²⁹ 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

³⁰ 月45時間以内等。

³¹ 働き方改革の取組状況の見える化、校務DX化による業務効率化を含む。

³² 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）。

³³ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）。

³⁴ デジタル教科書・教材・ソフトウェアやEdTech、MEXCBTを含む。

³⁵ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づく。

するとともに、ICTも効果的に活用し、NPO等とも連携した不登校対策や重大ないじめ・自殺への対応、特異な才能への対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実³⁶等を図る。その際、不登校特例校³⁷や学校内外の教育支援センター³⁸、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、SC・SSW³⁹等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等⁴⁰を図る⁴¹。産業界と連携したキャリア教育・職業教育⁴²の推進、体力や視力低下の歯止めをかける対策の強化、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行⁴³、在外教育施設の機能強化⁴⁴を含め、新しい時代の学び⁴⁵の実現に向けた環境を整備⁴⁶しつつ、セーフティプロモーションスクール⁴⁷の考え方を取り入れた学校安全を推進する。

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取組の促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る。

(研究の質を高める仕組みの構築等)

官民連携による持続可能な経済社会の実現に向け、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」及び分野別戦略⁴⁸等を着実に実行する⁴⁹。破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度⁵⁰を、ステージゲート等の評価を着実にを行いながら、更に充実・推進する。教育・研究・ガバナンスの一体的改革を推進し、改革インセンティブとなる大学へのメリハリある重点配分と不断の検証や大学運営業務の合理化等を通じ、若手研

³⁶ 特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用等を含む。

³⁷ 早期に各都道府県・政令指定都市に1校以上、将来的には分教室型も含め全国で300校の設置を目指す。

³⁸ スペシャルサポートルームを含む。

³⁹ SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー。

⁴⁰ 端末を活用した兆候の早期発見、保護者の会など保護者への支援やデータ連携も活用したプッシュ型の支援、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置、学校の風土の見える化等を含む。

⁴¹ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日文部科学大臣決定）に基づく。

⁴² 専門高校や高等専修学校等における取組。

⁴³ 部活動指導員を含む指導者の確保、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、参加費用負担への支援等の課題を踏まえた環境整備等。

⁴⁴ 在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実を旨とする。

⁴⁵ 初等中等教育段階からの探究学習・プログラミングを含むSTEAM教育・起業家（アントレプレナーシップ）教育等の抜本強化、義務教育段階におけるデジタルものづくり等の創造的な教育の推進を含む。

⁴⁶ 教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化・脱炭素化改修や防災機能の強化、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を含む計画的・効率的な整備等。

⁴⁷ 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。

⁴⁸ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、AI、バイオテクノロジー、量子、マテリアル、環境エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業が戦略的な重要分野として位置付けられている。また、「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」や「医療用ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」に基づく取組を推進する。

⁴⁹ 科学技術予算の計画的計上や基金の効率的活用を含む。

⁵⁰ ムーンショット型研究開発制度、創発的研究支援事業等。

研究者やテニユアトラックの増加等につなげる。研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み等による戦略的な整備・活用・高度化の推進⁵¹、情報インフラの活用を含む研究DXの推進、大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等⁵²を図る。研究開発成果の社会実装と国際市場獲得のため、標準活用戦略を加速する。

⁵¹ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。

⁵² 施設・設備・機器の共用化、スーパーコンピュータとの組合せを含む国産量子コンピュータ等の利活用促進、科学研究費助成事業（科研費）の基金化を含む研究活動の柔軟性を高める競争的研究費の一体的改革、研究を支えるマネジメント・支援人材の活用促進等。